

【2-1】令和5年度 保有個人情報開示等請求件数及び決定等の状況

実施機関及び部名	請求件数	決定内容					不停止	決定小計	不服申立等
		全部開示	部分開示	不存在	開示請求に応じられない(不開示)				
企画経営部	2	2	0	0	0	0	0	2	0
総務部	7	3	3	0	0	1	0	7	0
地域力推進部*	17	4	4	10	0	0	0	18	0
スポーツ・文化・国際都市部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区民部*	30	10	10	11	0	0	0	31	0
産業経済部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉部*	79	46	29	10	1	1	1	87	1
健康政策部	9	3	6	0	0	0	0	9	0
子ども家庭部	39	11	28	0	0	0	0	39	0
まちづくり推進部	4	3	1	0	0	0	0	4	0
鉄道・都市づくり部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空港まちづくり本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市基盤整備部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境清掃部	6	3	2	1	0	0	0	6	0
会計管理室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会*	11	2	6	3	1	0	0	12	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	0	1	0	0	0	0	1	0
合計	205	87	90	35	3	1	1	216	1

*のある部署には、1件の開示請求のなかに複数の決定があったため、請求件数より、決定内容件数の方が多くなっています。

- ◆ 上記請求は、自己を本人とする（請求者がその情報の本人であること）個人情報、区に保有されている個人であれば誰でも請求ができます。
- ◆ 請求にあたっては、本人であることを確認するため、必ず**身分証明書の提示**を義務付けています。
- ◆ 未成年者また成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。戸籍謄抄本、住民票、親子が記載されている健康保険証、成年被後見人を証する書類等が必要です。
- ◆ 請求者本人が入院や病気等の理由で請求できないときは、任意代理人が請求できます。委任状、請求者と代理人双方の身分証明書が必要です。